

会議要旨

【開催概要】

会議名称	令和6年度 第4回富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会
開催日時	令和6年12月20日(金) 19:00~21:05
開催場所	市役所3階 庁議室
出席委員	・岡島委員(委員長)・藤井睦子委員(副委員長)・谷委員・勝井委員・岡本委員(オンライン)・竹原委員・笠松委員・藤井佳江委員・長橋委員・石川委員・小野寺委員・北辻委員 (計12名)
欠席委員	・遠坂委員・高垣委員
事務局	こども未来部：寺元部長 こども政策課：小島次長兼課長、大堀課長代理兼政策係長、今井副主任 教育指導室：山口参事兼学事係長、椋原参事兼人権教育係長 (株) ジャパンインターナショナル総合研究所：中村洋司氏、中村容子氏
配布資料	本日の次第 資料1「各種取り組みの実施報告」 資料2「富田林市こどもの権利条例のロゴマークについて」 資料3「こどもの定義とこどもの権利条例の理念について」 資料4-1「こどもの相談と救済機関の設置」 資料4-2「他市事例の概要」と「(参考資料) 他市事例の条文」 資料5-1「こどもの参加・意見表明、周知啓発について」 資料5-2「こどもの参加・意見表明、周知啓発 他市事例」 資料6「前回会議の意見について」 資料7「公民館まつり(報告)」 資料8「小学生サミット(報告)」 参考資料1「富田林市こどもの権利条例の制定に向けた取組について」
会議次第	1. 開会 2. こども未来部長 あいさつ 3. 議事 (1) こどもの権利条例制定に向けた各種取り組みについて ①各種アンケート・関係団体等ヒアリング・未就学児ヒアリング・声をあげにくいこどもヒアリング・こどもの権利ワークショップ実施状況について 資料1「各種取り組みの実施報告」 参考資料1「富田林市こどもの権利条例の制定に向けた取組について」 ②ロゴマークの決定について 資料2「富田林市こどもの権利条例のロゴマークについて」 ③こどもの定義とこどもの権利条例の理念について 資料3「こどもの定義とこどもの権利条例の理念について」 (2) 重点議題② こどもの相談と救済機関の設置 資料4-1「こどもの相談と救済機関の設置」 資料4-2「他市事例の概要」と「(参考資料) 他市事例の条文」 (3) 重点議題③ こどもの参加・意見表明、周知啓発について

	<p>資料5-1 「こどもの参加・意見表明、周知啓発について」</p> <p>資料5-2 「こどもの参加・意見表明、周知啓発 他市事例」</p> <p>(4) その他</p> <p>①前回会議の意見について</p> <p>資料6 「前回会議の意見について」</p> <p>②「公民館まつり」と「小学生サミット」の報告</p> <p>資料7 「公民館まつり (報告)」</p> <p>資料8 「小学生サミット (報告)」</p> <p>(5) 事務連絡</p> <p>4. 閉会</p>
公開/非公開	公開
傍聴者	1名
その他	なし

【議事要旨】

事務局	<p>1. 開会 (事務局)</p> <p>2. こども未来部長 あいさつ ・配布資料確認</p> <p>3. 議事 (1) こどもの権利条例制定に向けた各種取り組みについて ①各種アンケート・関係団体等ヒアリング・未就学児ヒアリング・声をあげにくいこどもヒアリング・こどもの権利ワークショップ実施状況について</p> <p>●資料1、参考資料1をもとに説明 (説明省略)</p>
委員長 委員	<p>◇今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>◇第1回ワークショップの代替案について、アドボケイトを配置し、富田林市のこどもが入所している児童養護施設を選定されていると思いますが、他市のこどもたちも多く入所していると思います。その点はどのようにお考えか説明していただけたらと思います。</p>
事務局	<p>◇富田林市のこどもに限定し話を聞くということは考えておりません。現在、調整段階ですが、対象年齢やヒアリング手法など、どういったかたちで実施させていただくのが良いかを施設の方と検討しています。</p> <p>また、アドボケイトを通じて意見を聞く、もしくは委託業者のファシリテーターによる聞き取り、どちらでも大丈夫というお話はありますが、アドボケイトは施設の直接雇用ではなく、大阪府の委託先から派遣されているというようなお話も聞いておりますので、日程等含めて本市の取組に協力できるかというところを調整している状況です。</p>
委員	<p>◇アドボケイトを直接雇用されている施設は、大阪府下にはないかと思えます。また、そうした施設で富田林市のこどもたちに限定するのは現実的ではないと思えますので、今のご説明された通りの方法でいいと思えます。</p>
委員	<p>◇児童養護施設に入所するまでの措置として一時保護所がありますが、そういった施設関係のこどもにも意見を聴くことができればいいなと考えておりま</p>

委員	す。
委員長	<p>◇一時保護所の具体的な場所等は非公開となっています。そこでの意見をどれだけ聞けるかというのは秘匿性が高く現実的に難しいかと思います。</p> <p>◇こどもの権利に関する条例を作るときには、権利保有者であるこどもたち自身が一体どういう状況に置かれ、どんなことを感じ、考えていくのかということを経験することが非常に重要になります。</p> <p>そのことに基づいて、私たちはこの条例の内容を検討していく必要がありますし、子どもの権利条約やこども基本法の理念に従って言えば、こどもに対するアンケートや聞き取りは、こどもの意見表明権を保証する大事な動きになり、条例を作る上での立法事実にもなります。この過程で、私たちが大事にしていることは、誰も取り残さないという原則に基づくということです。放っておくと一体どういうこどもたちの声がこぼれ落ちるのか、ということをしきりと認識し、現実が許す範囲で行っていく。この方針のもとに、児童養護施設等で暮らすこどもたちに関しては、こどもアドボケイトの方などを通じて聞き取りをしていただくかたちで調査を行いたいと考えています。</p>
事務局	<p>②ロゴマークの決定について</p> <p>●資料2をもとに説明 (説明省略)</p>
委員長	◇今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。 (特になし)
委員長	◇資料の裏面にあるように案4は、他の案よりもかなり得票があります。実際の公表はまず1月の市広報誌になります。
事務局	<p>③こどもの定義とこどもの権利条例の理念について</p> <p>●資料3をもとに説明 (説明省略)</p>
委員長	◇今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。
委員	◇定義についての質問です。「こどもの定義」が18歳未満の者与其他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者となっていますが、法律の専門家から見ると「これは誰なのか」と感じます。そして、今後条例を作っていく時に、そういうこどもに対してどういう仕組みで権利を守っていくのかを考えていかれると思います。この内容に反対ではないのですが、実際に条例化していく時に、この定義が適切なのかはもう1度振り返っていく必要があるのではないかと感じました。
委員長	◇「こどもの定義」については大変重要なことでありまして、今決められたらと思っています。委員がおっしゃったように、18歳未満の者が軸となりながら、一方で、其他これらの者と等しく権利を認められることが適当な者というかたちで広げています。では、一体どこまで誰を含むのかという境界線がなかなか難しいということで、本当に大丈夫なのかという不安があるのではないかと感じるところですが、もう少し詳細をお聞かせいただけたらと思います。

委員	<p>◇対象はもちろん広い方が良いと思いますが、救済機関を設置していく時に、これだと誰が誰のことを相談できるのかという問題が出てきます。条文中に、例えば「救済機関に相談できるのはこういう人のこと」とある程度定義付けをしていくこともあり得ると思いますし、条例案を見ないと、ここで決めますという賛成意見が述べられないので、そこを申し上げているところです。基本的にはこの内容でいいと思います。</p>
委員長	<p>◇ありがとうございます。ここに関してはとても大事なポイントで、例えば平仮名書きの「こども」にすると、18歳未満の人はもちろんのこと、そこから年齢を区切らなくて、例えば19歳、20歳ぐらいはどうなのだろう、人によっては30歳も含まれるという話にもなります。そちらにつきましては委員から救済機関のお話もあったように、誰が対象になるのかというのは確かに厳密に決めておく必要がありますので、条例全体を見た上で改めて、この表記について振り返ることも可能性としてはあるかと思います。</p> <p>一旦は、この内容でも良いとおっしゃっていただいておりますので、こちらでお願いしたいと思います。なお、他市においては、子どもの権利条約に「子どもとは18歳未満の者」というように書き込まれておまして、それを条例の中においても適用すべきというご意見もあります。一方で、こども基本法などでは、この18歳未満というところを一定柔軟性をもたせています。国にも、そういう法律や政策があるということです。また、富田林市では「こども政策課」は平仮名こどもになっていることもありますし、国の「こどもまんなか社会」も表記は平仮名こどもで、その内容は、18歳未満の人を軸にしながら、その他これらのものと等しく権利、こどもの権利を認めることが適当なものというかたちで定義をしているというのが特徴になっています。</p> <p>もう1つの特徴は、例えば「等しく権利を認められることが適当な市民」にしてしまうと、富田林市内の学校に通っているけど、富田林市民ではないこどもが排除されてしまうこともあります。ここは「適当な者」という表現にしているところが特徴になっているかと思います。この定義は他市の条例の中にも見られる事例であるということも合わせてお伝えしておきます。</p>
副委員長	<p>◇委員のご心配は、この「認められることが適当な者」というのを「誰が認めるのか」、条例上の情報として、最終的にこれが正しいかどうかというのは、このまま条例にするのか、別途規則等で定めるのかといったところですが、最終的には条文を事務局も含めてきちんとチェックしてもらうということでしょうか。</p>
委員長	<p>◇ありがとうございます。こどもの定義に関しては、この議論で終了させていただきます。</p> <p>次に、こどもの権利条例の理念ですが、多くの自治体のこどもの権利に関する条例において、こどもの権利の条例の理念が一体どういうものなのか、ということ条例の中で書き込むことが多くなっています。どのような考え方に基づいてこの理念というのを書いていくのか、委員の意見を伺い、それをふまえて作成していきたいと考えています。</p>
委員	<p>◇(3)のこどもが「意見をいえる」こと、こどもの意見が大人に「きいてもらえる」ことについて、前回のワークショップでは「友達、他の人等、自分が安</p>

<p>委員長</p>	<p>心できる人が1人でもいたらいいよね」という話をしていたと思います。「大人に」というとハードルが上がり、相談しにくくなると思うので、明記しなくてもいいのではないかと思います。</p> <p>◇(3)のこどもが「意見をいえる」こと、こどもの意見が大人に「きいてもらえる」ことの「大人に」というところを限定してもいいのかということですね。それもふまえて検討したいと思います。</p> <p>なかなか議論の難しいところで、「大人」と書くと、やはり大人は、しっかりとこどもたちの声に耳を傾けるのだというメッセージが含められています。もう少し強く言うと、大人はこどもの声が非常に小さい、聞き取りにくい声であったとしても、それを一生懸命聞いていく社会をすすめていくのだという意味として、大人だけでなく友達などに、その声を聞いてほしいという、そういう気持ちもあります。具体的にはこどもたちの意見も踏まえて、実際の文章を作ることになります。</p>
<p>副委員長</p>	<p>◇皆様のご意見をお伺いしたいのですが、「ありのままで生きること」という、非常にオリジナルなキーワードが入っていると思うのですが、「主体である」と「ありのまま」で生きることというのを1つのグループにしているのが、キーワードとしてもったいないと思うところです。</p> <p>こども1人ひとりが主人公であるということ、どういうこどもであっても、ありのままの姿、障がいの有無なども含めて、ありのままでいいということ認められるという項目を起こした方がいいのではないかという感想を持ちました。これに対して、皆様のご意見を伺いたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>◇今、理念の案が4本柱になっていますが、この「ありのまま」でよいという、いわば多様性を大事にしていくのだということと別立てにして5本柱にして表現するという価値、意義があるのではないかというご意見です。</p> <p>皆さんも頷いてらっしゃるので、委員の多くの方々は5本柱にしてみたらどうかという意見というふうに理解しております。</p>
<p>委員</p>	<p>◇別項目にすることに賛成ですが、「ありのままで安心安全」というのもあっていいのではないかと思います。別項目として1つ大きく作るというのも賛成ですけれども、もし4本になるのであれば、2つ目の「安心」を「ありのまま安心安全に生きる」というような内容でもいいかと思いました。</p>
<p>委員長</p>	<p>◇改めて事務局とも議論いたしますが、安心安全というようなことは、こどもの権利に関してこれまで様々な活動・取組がされてきました。安全という言葉、権利の主体のもとありのままでよいをステップ2のところに入れて、「ありのままでよい、安心・安全」という言葉をステップ2に入れた方がいいのではないかということですね。それも含めまして、出てきたご意見を参考にしながら決めていきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>◇ここに入れるかどうかは分からないのですが、こどもが権利の主体というところで、安心な状態で、やっと意見表明ができて、無理に聞かれることなく、ちゃんと発言ができるというところまでよく分かります。</p> <p>では、大人側がそれをどのように受け止めるか、どういう覚悟で条例を作るのか、どうやって守っていくのか、大人もこどもの権利を理解し尊重するというところまでをパッケージにしてお伝えする方がいいと思いました。実際</p>

<p>委員長</p>	<p>に実現していくのは大人であり、そこも覚悟を持って条例に書いてもらえたら、こどもの気持ちとしたら嬉しいような気がします。</p> <p>◇改めてこのステップ1から4までの表記を見ますと、前から申し上げている子どもの権利条約や、その理念をふまえたこども基本法などにも引き継がれている4原則をこの4つの中に織り込んでいる感じがします。その4原則を一体誰が守っていくのか、こどもにやさしいまちづくりということで、社会として、大人がこどもたちの権利を保障していくという気持ちで作っていくということ、よりイメージした方がいいのではないかと解釈でよろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>◇こどもにこういうことを言うのであれば、大人自身が、自分のことを大事にして安心な状態で、自分のことや他人のことを考え自分らしく生きていかないといけない。こどもは大人の背中を見て育っていくので、大人自身がこうしないとこどもがそうならない、という感じを織り込みたいと思っています。大人1人ひとりがきちんと自分の権利を守られて初めて、こどもの権利が守られる社会になるのではないかと思うので、そうしたニュアンスを入れようと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>◇委員のご発言の意図は、大人もハッピーでないと、こどももハッピーにはならないという、そういうことをやはり権利条例の理念のキーワード、あるいは1つのコンセプトとして入れるべきだというご発言でした。こどもは権利保有者であり、その権利を保障していく、その尊重、保護、充足していく義務はやはり大人の社会にあるので、そうした責務履行者である大人ということも重要な権利条例の理念の1つのコンセプトになると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>◇少し前に「安全・安心」というキーワードがあったと思うのですが、厳密に言うと安全と安心もそれぞれニュアンスが違う解釈があると思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>◇ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>◇先程のお話を伺って思い出したのが川崎市だったと思うのですが、条例が作られた時のお話の中から、こども会議で、こども委員から「大人こそ幸せになってほしい」というような意見が出されていて、それが前文か何かに記載されたのを思い出しました。こどももそういうことを感じているのだと思いました。</p>
<p>委員長</p>	<p>◇他の委員の方から、今、こどもの権利を実現する上で様々なご意見等をいただきました。その中には大人の置かれている状況が非常に厳しくなっているという、これは、私たちは今こどもの権利条例について議論しているので、大人の状況をどのように変えていき、それをどのような施策で具体的にやっていくというように想定しながら、こどもの権利条例を大人に関連したことを意識しながら作るわけではありません。しかし、大人が置かれた厳しい状況というのはご指摘の通りです。今、委員がおっしゃったことについてもふまえながら検討していきたいと思っています。</p> <p>それでは、こどもの権利条例に盛り込む理念のキーワードについては、これで一旦議論を終えたいと思います。</p> <p>事務局の方で、意見をふまえて修正等をよろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>(2) 重点議題② こどもの相談と救済機関の設置</p> <p>●資料4-1、資料4-2をもとに説明 (説明省略)</p>
委員長	<p>◇今の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>委員の中には救済機関について非常に詳しい方もいらっしゃると思いますし、ぜひ補足などをお願いできたらと思います。</p> <p>まず、私から2点申し上げますと、救済機関では、どういう人がこどもの権利擁護委員あるいはこどもオンブズパーソンと呼ばれる職に就かれるかという、例えば法律の専門家、福祉に関して知見を持っていらっしゃる人、あるいはオンブズパーソンと呼ばれる仕事に就かれている方が、こどもの権利侵害があった時に相談を受け、調査、調整等を行っています。</p> <p>そしてもう1つ、救済機関の重要な機能としては、市において、こども会議やこども施策など様々なこどもに関する仕組みができます。そうした市の取り組みに関して、行政から独立し第三者性と専門性を持って、こどもをめぐる様々な諸制度について専門的な観点から意見を述べる委員会を作っている自治体もあります。</p> <p>また、最近の傾向としましては、国はこども基本法、こども大綱を作り、その中には、こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、国として取り組みを支援するという、そういう表記があります。</p> <p>以上2点をご紹介します。ご意見、ご質問をお願いします。</p>
委員	<p>◇この相談に携わる人は独立性がとても大事だと思っています。日本の文化として、割と忖度というか上の人にお伺いを立てます。例えば学校、市役所等もそうです。本当に忖度なしに、こどもの気持ちを聞き一緒に考えて、こどもが望む方向にするためには、独立性がとても大切なので、ぜひそここのころは入れていただきたいと考えます。</p>
委員	<p>◇独立性は重要だと思っているのですが、他市の条例を見ると、市または市の機関の責務っていうところで、独立性を尊重しなければならないと書いてあります。</p> <p>こういう表現で独立性は担保されるのでしょうか。また、どういう表現で書くのがいいのでしょうか。</p>
委員	<p>◇川西市の事例をご紹介しますと、オンブズパーソン3名は、全く利害関係のない専門家として選ばれています。利害関係のない専門家を選ぶことによって、独立性は担保ができることになっていると思います。この仕組みは、例えば市、学校や教育委員会に対して意見を言う制度になります。要するに、市のお金をかけてオンブズパーソンや相談員を雇いながら、市が意見を言われるという仕組みなので、しっかり制度設計をして、それを守っていくこと自体がこどもや市民を守ることになります。様々な意味で存在するのが難しいという制度です。だからこそ、十分考えながら作っていかないといけないと思うところです。</p> <p>この制度が作られたときには、こどもたちにぜひ使ってもらえるような制度になってほしいと思います。そのためには広報をしっかり行っていく必要</p>

	<p>があると思います。川西市の場合、例えば、こどもたちは社会見学で川西市役所内の子どもの人権オンブズパーソン事務局を訪れます。ここで紙芝居を見てもらったり、なんでも相談できるよっていう話をしたりします。中学校の職業体験では相談員体験も実施しています。</p> <p>相談を重ねることで家庭の中での困った状況が見えてきたり、様々な社会問題が出てきたりするので「どんなことでも相談できるよ」という立て付けがいいと思います。こどもは相談に来て、すぐ自分の困りごとを言ってくれないので、しっかり時間をかけて、1回目はお菓子でも食べながら雑談する。それを繰り返してやっと話してくれるかどうかです。話してくれなかったとしても、信頼できる大人との繋がりができたら、それは素晴らしいことだろうし、それぐらいの心意気で運用していかなければいけないと思います。そうでないと、権利救済しましたよ、という大人の独りよがりの制度になってしまうので、どれだけこどもを待てるのか、寄り添えるかということもしっかり考えた上で制度設計していかないといけないと思います。</p> <p>川西市の制度は、驚くぐらい時間をかけて、こどもを待つという制度なので、ぜひ、富田林市においても待つ制度を作っていけると素敵だと思います。</p>
委員	<p>◇救済機関での相談について、一定の年齢以上じゃないと、そもそも相談が難しいだろうなと思いました。また、貧困家庭で電話を持っていない子、手紙を書く手段を知らなかったり、切手を貼れない子、ファクスの使い方を知らない子もいます。富田林市では虐待で亡くなった2歳のこどもがいますが、こうした手段で助けを求められないし、実際のところ、ある程度自分で動ける子の相談が多いと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>◇幼稚園ぐらいの子だと、お母さんが知っていて相談したい、こどもと一緒に喋りに行きたい、と言ってくることはあるかもしれませんが、アウトリーチではないので、本当に困ったこどもに繋がることはすごく難しいのかなと思います。</p> <p>小さいこどもの相談は難しいのですが、困っているかもしれないこどもにアプローチすることは検討の余地があると思っています。「我が子をどうしていいかわからない」という親の相談はそれなりに多くて、相談ができるだけでも、閉じこもらなくて済むということもあります。こどもが少し大きくなったら、こども担当と親担当を分けて別の相談員が聞きます。どれぐらい長く寄り添っていけるか、様々な課題があると思っています。</p> <p>手紙の場合、郵便番号でオンブズパーソン宛てに届きます。手紙は小学生で書けるこどももいるので割と繋がることができます。その他にも社会見学で来たことがきっかけで来るこどももいるし、様々なあり方があるのだろうなと思います。こどもが行ったら、話を聞いてくれる人がここにいるということを伝えれば、相談に行けるかもしれないし、そのようなものができていくのがいいと思います。</p>
委員長	<p>◇確かにオンブズパーソンが仮にでき、その存在をこどもが知っていたとしても、なかなか利用することができない可能性もあります。しかし、その周りの大人たちが色々な関係の中からそういう制度の活用につなげてあげることが大事で、広報という意味は、より広く考えていく必要があるのかな</p>

委員	<p>とっています。</p> <p>◇今、福祉の世界では、重層的支援体制整備としてアウトリーチを位置付けており、富田林市でもアウトリーチ専門の相談員がいます。引きこもり、虐待の事例もですが、外に出てこない事例もあるので、アウトリーチも可能な私たちの制度設計をしていただけたらと思います。また、情報を引き出すために市民、市民団体、民生委員といった方たちの役割も非常に重要になってくると思います。そうしたところと関連、協力も含めたイメージをこの救済機関の中に持っていただくのが非常に重要はないかと思います。</p>
委員	<p>◇子どもたちが困ったときに誰に伝えるかとなると、小学校は担任の先生が多いと思います。また、しんどいと言って保健室に来たり、「よくこの子来るね」という情報を養護教諭が担任や学校管理職に伝え情報共有します。その背景には、その子のしんどさがあるのだろうな、というのを検討します。よく保健室に来ていますという情報から、何かあるのかを担任が聞いたりしますが、そこから担任や学校が家庭に入り込んでいくのはなかなか難しい場合があり、関係機関との連携が必要です。中学校であれば、担任、学年の先生、教科で関わっている先生で、自分と繋がれるような先生がいたら相談してくれる子もいたり、養護教諭の所に行ったりして相談します。</p> <p>小学校には月1回、スクールカウンセラーが配置されており、そのスクールカウンセラーが気になる子に、休憩時間に「どう、大丈夫？」というようなことを言ってくると、子どもにとって言いやすいというものもあります。中学校では、各校にスクールカウンセラーが毎週1回配属されているので、学校現場から何かを察知した子どもたちを、次の機関に繋げていくというのが大事だと思います。</p> <p>今回、子どもの権利条約について、子どもたちは自分たちにもこんな権利があるのだということを学びました。ただ、ここから自分自身にも権利があるから、しんどい時はこんなふうに言っているのだということを、一層子どもたちに伝えていく必要があります。</p>
委員長	<p>◇ありがとうございました。この救済機関の設置と、例えば学校とどのように関係するのかというのは、わずかな時間では語りきれない様々なポイントがあると思います。</p> <p>気になっていることは、例えば、権利侵害をしている人が学校の人、あるいは行政の人であった場合、行政機関は救済機関から意見を言われ、なかなか難しい対応になるかと思います。一方で、権利侵害がご家庭にあったような場合、学校は踏み込むことが非常に難しいという状況がある、というお話も伺いました。そうした場合には、学校にとっても、目の前で子どもが苦しんでいるけれども、その子どもに対して、自分たちの範疇外に出るような時に、この救済機関で何かできる可能性があります。</p>
委員	<p>◇この救済機関が勧告や意見を述べる時、川西市の場合は使い分けをしていて、市の機関とかに関して勧告はできるけれども、それ以外の機関（施設、団体、企業、個人等）に対しては是正等の要望というように書いてあり、少し違うニュアンスが含まれています。直接、子どもに関わるところに何か言う場合はいいですが、様々な問題が非常に複雑に絡まるなどの場合、どこまでがこ</p>

委員	<p>の勧告の範囲と言えるのでしょうか。</p> <p>◇実際に勧告したから変わるのかというと、受け入れ側の問題もあり、難しいところはあります。1人ひとりの権利侵害ではなく、全体としてこの制度がこどものためになっていないという時（例えば給食のアレルギー対応）は、一定調査を行い「勧告＝公表」しますので、市民の方が見ることができます。そういう問題があると分かることに大きな意味があると思っています。</p> <p>川西市の場合は年に1回、市民に対して、この制度がどういう動きをしてきたかを報告する義務があります。「勧告を聞く、聞かない」はともかく、こどもにとって良くないことについて意見を述べるという制度があるのは、すごくいいことだと思います。市の関係だったら、それに対しての結果措置報告の請求もできますが、民間に対しての強制力はないです。</p>
委員長	<p>◇様々なポイントが出てきたと思います。救済機関に関しては今日で議論が終わりということではございません。</p> <p>今日は、独立性の話やこどもたちが制度を活用するための候補はどういうものなのか、また、市民団体、学校教育機関との関係というお話もありました。救済機関に関しては引き続き議論をしていければと存じます。</p>
事務局 委員長	<p>(3) 重点議題③ こどもの参加・意見表明、周知啓発について</p> <p>●資料5-1、資料5-2をもとに説明</p> <p>◇今の説明を受けまして、まず1つ目、参加、意見表明に関して、委員の皆様で効果的な手法、そして条文にどこまで明記するのがいいのか、意見をお願いします。</p>
委員	<p>◇こどもの意見表明についてです。どちらかというと「こどもサミット」や「会議」というタイトルが多いと思うのですが、なかなか、そういうところに出て、こどもたちが意見表明というのは難しいと思っています。</p> <p>実際、こどもワークショップも、なかなか苦戦されていたと伺っています。私が関わっている団体では、11月2日にこどもを含めたワークショップを開催しましたが、5人のこどもたちが来てくれて積極的に意見を言ってくれました。</p> <p>こどもたちが何で来てくれたのかを考えると、私たちはその地域でこども食堂を開催しており、参加したこどもたちは、こども食堂にいつも来ているこどもたちでした。その子たちは、こども食堂を開催している場所で、知っている大人がいるから来てくれ、いつも喋っているから色々意見が言えた、ということではないかと考えています。</p> <p>そういう意味では、募集して集める意見表明ではなくて、定期的にこども食堂を通じて意見を聞くのはどうだろうかと思います。富田林市は、こども食堂にも非常に力を入れており市内にいくつもこども食堂があります。ただ、こども食堂のボランティアの皆さんと聞くと、食事を作るのに手一杯で、こどもとゆっくり接する機会がないというような話も聞いています。継続的、定期的にやっていくような仕組みを作っていただくと、より幅広くこどもの意見を取り入れられるし、こども食堂の運営者も意識的にこどもと接するようになるきっかけにもなると思います。他市とは違う取り組みだと思います。</p>

委員	<p>ので、うまく取り入れてほしいと思います。</p> <p>◇以前の会議でもお話させていただきましたが、こどもたちに全体的に同じ情報を伝えるのであれば、学校が1番いいと思います。その際の手法としては出前授業であれば教員の負担もなく良いと思います。45分の授業を1回してもらって、それを見た先生が学校で広めてもらう。保護者の方も巻き込みたかったら、学校の土曜日参観とかでお知らせすることも考えられます。特定のこどもがワークショップに行ったからこどもの権利を知っているではなく、みんなが知って考えられるような手法になればいいと思います。</p>
委員長 委員	<p>◇こども会議の設置について、どう思われますか。</p> <p>◇学校では「こども会議するよ」と言っても「行きたい」という児童はなかなかいません。児童会の先生や生徒会の先生が勧めて、だいたい背中押していかないといけないです。出前授業をしてもらって、参加してみたいという子が現れるのがいいと思います。</p>
委員	<p>◇こどもの声を聞き取るための制度はあるべきですが、それを支える基盤、周知啓発をどう行うかが重要です。その際は特定のこどもだけでなく、幅広くしていく必要があります。そうすると、やはり学校という場で授業などから始まって、そこから興味を持って、図書館に行ったら子どもの権利条約の本が置いてあるといったかたちで、自分から学んでいきたいと思えるこどもが増えていったらいいと思います。</p>
委員	<p>◇委員のお話は、例えばこども会議を作るにしても、そこにこどもたちが参加していくためには、幅広い基盤が必要で、それをどういうふうに広げていくかということです。学校というのは、非常に重要なキーワードになるということ。さらに、学校での授業、保護者の方にも理解していただくために、参観の時に、こどもの権利をテーマにあげてもいいだろうというご提案をいただきました。非常に納得しましたし、面白いと思いました。また、図書館の活動とも関係することで、広げるだけでなく、深めるということにつながってきます。こどもの権利というレンズを通して自分の状況について、理解を深めるなかで、こども自身が「これで良いのかな」と感じたりすることが大事だと思います。</p>
委員	<p>◇先日、本市の小学生サミットに参加しました。今回、こどもが大切にしたい権利は何か、その理由を伝えるという、本当に必要なことをこどもたちが発言するというその方に、こどものエネルギーを感じました。</p> <p>基盤活動は非常に重要だと思います。権利があるということを知らなかったこどもが知ることによって、本当に意見を言っているのだという力を得ます。そして、小学生サミットで意見を言う場があるという、その大切さをものすごく感じました。</p> <p>こどもたちが生活の大半を過ごす学校で学ぶということも大事ですし、それだけではなく、大人側についても重要です。こども自身がこどもの権利をいくら伝えようと思っても、それを受け止めてくれる、聞いてくれる大人がいなければ、こどもは発言できません。大人、こども双方、また、市民にも基盤活動としてのこどもの権利を学ぶ場、伝える場も必要だと思います。そして、こどもの生活の場である学校が、基盤活動には最適な場だと思います。</p>

ぜひとも、学校の授業の中に組み入れてほしいと思います。

こどもの意見表明は、未来を作っていくとも思っています。こどもが正しく自分たちの持っている権利を使うことができるように制度を作っていくことが大切だと思います。そして、こどもが参加する場が大切です。みんな心の中で思っている何もかたちにはできませんので、こども会議や小学生サミットといった、こどもが発言する場を条例に書いていただけたらと思っています。

委員

◇この意見表明・参加には、自発の手法があると思っています。例えば、社会的養護を利用するこどもたちは、こどもの権利ノートというのを施設入所時にもらいます。そこでこどもたちに説明して、何かあればそのノートに付いているハガキを送ります。悪い例で言うと、職員の方に叩かれたことをハガキで送る。それで調査が入るようなものですが、そこは意味合いを変えまして、例えば、富田林版こどもの権利ノートというのを母子手帳と一緒にお渡しする。そこで改めて保護者の方に説明することで、まず保護者にこどもの権利がどういう内容かというのは知ってもらえるのかと思いました。ここからは段階が色々ありますが、自分で文字を書けるようなこどもは、そのハガキを送る。送られたハガキを集約し、こども会議等でその意見を扱うということで、それぞれのこどもたちが参加するっていう方法が取れるのかと思います。

ハガキに関しては、毎年配る、または、使ったらまたもらえるような制度にしておく。そして、教育機関や福祉施設との連携は欠かせないと思います。そこで、こどもの権利の話、さきほど出前授業の話もありましたが、その時に一緒にハガキを配ってこどもたちの意見を聞かせる。それがきちんとこども会議等で話されている、ということをやっていけば良いと思います。または法定健診を利用して、特に乳幼児期の時に保護者に権利のことを知ってもらうことが重要かと思います。そうしたことを利用しながら、富田林市ではこども向けにノートとハガキみたいなかたちを条例の中に組み込んでいけば、周知・参加の手法はある程度担保されるのかなと思いました。

委員

◇発達段階で言うと、1番小さい時は、絵本がいいかなと思っています。絵本は誰にでもわかりやすいツールなので、活用いただけたらなと思います。

委員

◇先日こども園で未就学児ヒアリングの時に使用した絵本がもしかしたらそれに当たるかと思いました。『ようこそこどものけんりのほん』という絵本です。これを何度かクラスで担任が読み、それから当日のヒアリングに進めていきました。その中で、この本を読んでいたからだと思うのですが、ヒアリングの開始の時に園児に、今日はこどもの権利について富田林市役所さんが来てくれたよという話をした時に、「知ってるよ。こどもが幸せに安心して暮らすために、大人とこどもが守る約束やろ」とこどもが言ったんです。私自身、すごくわかりやすい本だなと思ったのですが、実際、すごくよかったと思います。また年長以外の子たちにも読んであげたいなと思っています。

委員

◇委員のお話の中で、法定健診時にこどもの権利を保護者さんに説明したらというのがありました。私は、他市での健診に携わっていて、保護者の方はこどもの権利を知らない人と、知っている人がいます。また、権利を知ってい

	<p>るけどできない、守れない人がいて、こどもの話をちゃんと聞くことは大事というのわかっているけど、そこまでの余裕がない人もいます。</p> <p>大人に、こどもの権利にはこんなのがありますと伝えた時に、過度な負担を感じる保護者もいます。大人に周知するときに、こどもにはこんな権利がありますよだけでなく、こどもの権利をこう守っていくことで大人がどうハッピーになっていくか、みたいなのを添えないと、大人がハッピーになれる周知の仕方が必要なのかなと思います。</p>
委員	<p>◇他の委員も言われていたところだと思います。大人が幸せでないと、こどもも幸せになれないなというのは、施設のこどもたち見ていて本当に思います。周知していくことは本当に大切で、表面化することで、救われるこどもや保護者も出てくるかなと思いますので、そういうところも考えながら良い条例にしていけたらと思います。</p>
副委員長	<p>◇事務局への提案ですけども、参加・意見表明と周知啓発の話の中で、ほとんどが、こどもの権利について、こどもが親御さんも含めて様々な機会从小さい頃から考えて学んで、自分で意見を表明して、という一連の流れのご意見だったと思います。</p> <p>委員長が気にされていた、こども会議ですが、あまり目的を整理せずに、先にこども会議だけ作ることを条例に規定しても、富田林市のまちづくりについてこどもに意見表明をなささいというのは、ものすごくハードルが高いと思います。権利条例に「こどもの参加や意見表明という目的はどこにあるのか」というのを整理し書き込むことで、富田林市オリジナルで整理されていくのではないかなと思いました。</p>
委員長	<p>◇ありがとうございます。以前もこどもにやさしいまちづくりの話をした時にもお伝えしましたが、考えていくときには企画を実施し、評価していくときにはこどもの声を聞く、ということがすでに自治体には義務付けられています。そうしたこともふまえながら、こども会議の設置も視野に入れつつ、ただ、その設置だけが目的化してしまうのは絶対に違うと思いますので、引き続き議論をしていきたいと思います。</p> <p>非常に活発なご議論をいただきましたので、ぜひ、今日まだお話ができていない、例えばこどもの権利の日などをどうするのか、そういう様々な論点もございます。いただいた意見をふまえながら、事務局で検討していただいて、今後の会議で議論できればと思います。</p>
	<p>(4) その他</p> <p>①前回会議の意見について</p> <p>②「公民館まつり」と「小学生サミット」の報告 (資料6～8は時間超過のため割愛、各自確認を依頼)</p>
事務局	<p>(5) 事務連絡</p> <p>●事務局の方では、12月25日に川西市こどもの人権オンブズパーソンの視察に伺う予定で調整しています。委員の皆様から事前に伺った意見はできる限り質問の中に入れさせていただいており、その辺りを中心に意見をいただき</p>

ます。また、こどもが相談できる窓口が近くにあると聞いておりますので、そちらの方も見学したいと思っております。

視察の結果は、次回会議で報告できればとは思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

4. 閉会

以上